

太田市立太田高等学校長

学校感染症と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により 月 日より
約 日間出席停止となりますので、医師が登校可能と判断するまで、学校を休ませてください。
なお、医師に報告書を記入していただき、登校する日に持参してください。

病 名		出席停止の期間
第 1 種	☐ エボラ出血熱	治癒するまで
	☐ クリミア・コンゴ出血熱	
	☐ 痘そう	
	☐ 南米出血熱	
	☐ ペスト	
	☐ マールブルグ病	
	☐ ラッサ熱	
	☐ 急性灰白髄炎	
	☐ ジフテリア	
	☐ 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	
	☐ 中東呼吸器症候群 (病原体がMARSコロナウイルスであるものに限る)	
	☐ 特定鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス であってその血清型がH5N1であるものに限る)	
第 2 種	☐ インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	☐ 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した(解熱薬を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある)後1日を経過するまで
	☐ 百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	☐ 麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	☐ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	☐ 風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	☐ 水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	☐ 咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	☐ 結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	☐ 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
第 3 種	☐ コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	☐ 細菌性赤痢	
	☐ 腸管出血性大腸菌感染症	
	☐ 腸チフス	
	☐ パラチフス	
	☐ 流行性角結膜炎	
	☐ 急性出血性結膜炎	

令和7年4月1日現在

報 告 書

太田市立太田高等学校長 様

年 月 日 ~ 年 月 日まで出席停止

上記の者は、経過観察が終了し登校可能と判断します。

医療機関名: 医師名

印